

令和6年第1回定例会

# 駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和6年2月7日

駿東伊豆消防組合議会

令和6年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[2月7日(水)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 認第1号から議第6号までの 7件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	17
7 閉会の宣告	17

令和6年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月7日	水	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 認第1号、議第1号～議第6号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 認第 1号 監査委員の選任について（識見を有する者）
- 2 議第 1号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 3 議第 2号 指定金融機関の指定について
- 4 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 5 議第 4号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 議第 5号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 7 議第 6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和6年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和6年2月7日(水)午後2時2分 開会

於 議 場

---

○出席議員(17名)

1番	虫 明 弘 雄	2番	三 好 陽 子
3番	鈴 木 晴 範	4番	田 代 稔
6番	浅 田 藤 二	7番	小 泉 宣 子
8番	小 澤 隆	9番	佐 藤 周
10番	杉 本 一 彦	11番	天 野 佐代里
12番	野 田 哲 郎	13番	飯 田 安 雄
14番	内 山 慎 一	15番	黒 須 淳 美
16番	久保田 吉 光	17番	植 松 恭 一
18番	梶 泰 久		

---

○欠席議員

5番 山 田 豪 彦

---

○欠 員 (なし)

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	頼 重 秀 一	副管理者	仁 科 喜世志
副管理者	小 野 達 也	消 防 長	安 立 和 弘
消防部長	今 井 将一朗	警防部長	矢ノ下 健一郎
企画課長	玉 川 稔	総務課長	石 井 安
予防課長	大 塚 康 弘	警防課長	廣 瀬 光 晴

救急課長	高 木 智 仁	通信指令 課 長	木 梨 浩三郎
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	荻 島 正 己	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	石 川 芳 之
第三方面 本部長兼 伊 東 消防署長	鈴 木 秀 康	会計室長	後 藤 寿 雄

---

○議会事務担当職員

書記長	大 嶽 泰 久	書 記	中 井 和 磨
-----	---------	-----	---------

---

○議事日程

令和6年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和6年2月7日（水曜日） 午後2時2分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）
- 第5 議第1号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 第6 議第2号 指定金融機関の指定について
- 第7 議第3号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第8 議第4号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第9 議第5号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 第10 議第6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査

---

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（梶 泰久）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（梶 泰久）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を議長から指名いたします。

4番 田代稔議員、11番 天野佐代里議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（梶 泰久）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和5年11月及び12月の定例検査結果報告書が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和5年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しをお手元に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

次に、山田豪彦議員から、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（梶 泰久）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

---

◎会期の決定

○議長（梶 泰久）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 植松恭一議員。

○17番議員（植松恭一）

着座のまま失礼します。

令和6年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、梶泰久議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。



本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案7件でございます。内容といたしましては、認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）、議第1号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について、議第2号 指定金融機関の指定について、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第4号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議第5号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、議第6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告につきましては、ございませんでした。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（梶 泰久）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

---

◎認第1号から議第6号までの7件一括上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（梶 泰久）

次に、日程第4 認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）から、日程第10 議第6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上7件を一括議題といたします。

この7件に対する当局の説明を求めます。

#### ○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

認第1号の案件につきましては、監査委員の選任について（識見を有する者）に

ついて、御同意を求めるものであります。

次に、議第1号の案件につきましては、令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、指定金融機関の指定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第5号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御同意、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

#### ○消防部長（今井將一朗）

それでは、私から認第1号から議第6号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）について御説明いたします。

本組合監査委員の任期は、駿東伊豆消防組合規約第13条第2項により、識見を有する者から選任される監査委員は4年、組合議員から選出される監査委員は、組合議員の任期となります。

この度、識見を有する監査委員を務めて頂いております月ヶ洞廣己委員が、本年3月31日をもって、任期満了となることから、後任として鵜飼順三氏を選任するものであります。

鵜飼氏は、静岡市清水区にお住まいで、年齢は66歳であります。

昭和51年3月に愛知県立一色高等学校を卒業後、42年に及ぶ名古屋国税局勤務を経て、平成30年6月から税理士事務所を開業されており、監査委員に必要な知識、

経験を十分にお持ちな方であります。

以上のことから、人格高潔にして、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において経験豊富な鶴飼氏は、監査委員として適任であると考えますので、同氏を令和6年4月1日から本組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上が、認第1号 監査委員の選任について（識見を有するもの）についてでございます。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

議第1号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,240万5,000円とするものであります。

「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、4ページ、5ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、8ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、3の駿東伊豆消防組合伊東市消防基金繰入金から1,452万円を減額し、基金繰入金の総額を4,422万7,000円といたします。

これは、伊東消防庁舎維持管理事業において、今年度予算措置されていた伊東消防署の仮眠室増室工事を実施しないことが決定したため、充当元であった伊東市消防基金繰入金から減額するものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。

3款1項3目消防施設費、12節委託料から143万円、14節工事請負費から1,309万円を減額し、消防施設費の総額を5億5,578万7,000円とするものであります。

これは、伊東消防庁舎維持管理事業から、先ほど説明させていただきました伊東消防署の仮眠室増室工事に係る費用を減額するものであります。

次に、議案書の3ページにお戻りいただきまして、第2条繰越明許費であります

が、地方自治法第 213条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費として、議案書の 6 ページ「第 2 表繰越明許費」及び14ページの「繰越明許費に関する調書」のとおり、3 款 1 項 3 目消防車両整備事業 1 億4,895万6,000円のうち7,320万5,000円を繰越明許費として設定するものであります。

これは、令和 5 年度に更新整備予定であった水槽付消防ポンプ自動車について、新型コロナウイルス感染拡大の影響が解消されず、世界的な半導体不足に起因する部品調達の遅れに伴い、消防車両艤装前のシャーシの供給に遅延が生じ、納期が令和 6 年 3 月 22 日だったものが、令和 5 年度中に納車ができない見込みのため経費の一部を翌年度に繰越して支出しようとするものであります。

続いて、議案書の 3 ページにお戻りいただきまして、第 3 条にあっては、地方自治法第 214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額として、議案書 7 ページの「第 3 表債務負担行為」のとおり、債務負担行為として設定するものであります。

これは、令和 6 年度当初から必要になる当直者用寝具賃借料や設備の保守点検等の業務委託費について、令和 5 年度中に入札執行ができるよう、設定するものであります。

次に議案書15ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」の事項、限度額、当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上が、議第 1 号 令和 5 年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）についてでございます。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

議第 2 号 指定金融機関の指定について御説明いたします。

本組合の指定金融機関につきましては、現在、スルガ銀行を指定してございますが、本年 5 月 31 日をもって指定終了日となるため、6 月以降の指定金融機関の指定をする必要があり、議会に提出するものでございます。

指定金融機関の選定方法につきましては、構成市町内に支店を有し、現に地方公共団体の指定金融機関としての実績があり、また、事務手数料などを考慮しまして、スルガ銀行を指定することといたしました。

以上が、議第 2 号 指定金融機関の指定についてでございます。

続きまして、議案書の19ページ及び議案資料の 1 ページの新旧対照表を併せてお

開きください。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象者に会計年度任用職員を含めるため、本組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、第7条第2項において、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象者から会計年度任用職員を除外することとしているため、その部分を削除し会計年度任用職員を含めるものに改めます。

また、第8条は、前条の改正に伴い、引用する地方公務員法の法令番号を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上が、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案書の21ページ及び議案資料の2ページの新旧対照表を併せてお開きください。

議第4号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったことから、本組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上が、議第4号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案書の23ページ及び議案資料の3ページからの新旧対照表を併せてお開きください。

議第5号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和5年12月6日に公布されたことに伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が改定されることに倣い、本組合手数料条例

において該当する手数料の額を改めるほか、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、議案資料の3ページ及び4ページの別表、3の部において、対象となる手数料の額をそれぞれ引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上が、議第5号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議第6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

資料につきましては、令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び令和6年度予算の概要となります。

初めに、令和6年度予算の概要1ページをお開きください。

令和6年度駿東伊豆消防組合予算編成理念につきましては、上から2段落目の項に記載のとおり、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進んではいますが、燃料、光熱水費をはじめとする物価上昇などいまだ社会・経済情勢の先行きが見通しにくい状況の中、令和6年度予算編成にあつては、全事業において徹底的な内容の見直しに努めた上で、消防防災体制の充実・強化を図り、住民の消防に対する期待に応えられるよう編成しました。

次に、2ページをお開きください。

予算骨子の要点を御説明いたします。

予算骨子の項目として、3つの項目を掲げました。

重点事業の1つ目は、本組合発足時に整備し、耐用年数を経過した消防指令システム等の部分的機器更新を効率的・効果的に行い、高機能消防指令センターの機能維持を図ります。

次に2つ目として、車両整備事業にあつては、質の高い救急サービスの提供を維持するため、高規格救急自動車3台を更新整備するとともに、火災・救助事案をはじめ、近年多発している自然災害などに的確に対応するため、老朽化の激しい消防ポンプ自動車及び資機材搬送車各1台などの消防車両を更新整備し、消防活動体制の充実・強化を図ります。

最後に、3つ目として、消防防災分野に係るDXを推進し住民サービスの質の向上を図ります。

また、総合計画の各章に掲げた施策の実現に向け、それぞれの事業の推進に取り組んでまいります。

以上が、予算骨子の要点でございます。

次に、3ページを御覧ください。

予算総額の状況について、御説明いたします。

令和6年度の歳入歳出予算総額は、66億9,853万8,000円で、特定財源を差し引いた構成市町の負担金は、61億9,502万5,000円となります。

前年度と比較し予算総額は、4億2,190万5,000円の増額となりましたが、構成市町の負担額で比較しますと、2億458万6,000円の増額となっております。

この負担額の増額については、人事院勧告等に伴い人件費が増額となったこと、令和2年度から令和4年度に起債した消防車両や消防指令システム部分更新に係る元金償還分などの公債費、そのほか、消防指令システム等の部分的機器更新に係る一般財源分、高騰している燃料費などが主な要因であります。

こうした厳しい状況を踏まえ、全事業の見直しを行ったほか、耐用年数を経過した車両の状態を確認した上での更新計画の延伸や資機材の整備計画を再検討したこと、実績を精査した中で経常経費の縮減に努めたことなどにより、前年度比では2億458万6,000円の増額となったものの、人件費、公債費、消防指令システム等の部分的機器更新に係る経費などの増額要因を差し引くと、前年度比で約1,700万円の減額となるよう編成しました。

本予算案は、令和6年度も消防行政を取り巻く社会環境に柔軟に対応しながら効率的で効果的な事業の執行に努め、住民への消防サービスは引き続き万全な体制が確保できると考えております。

続きまして、令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算書にて、御説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,853万8,000円と定めるものであります。

なお、第2項の「第1表歳入歳出予算」につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりであります。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費として、4ページ「第2表繰越明許費」のとおり、3款1項消防車両整備事業において、7,140万7,000円を繰越明許費として定めるものであります。

これは、令和6年度に更新整備予定の消防ポンプ自動車について、シャーシの供給遅延により、令和6年度中の納車が困難なことから経費の一部を翌年度に繰越し

て支出しようとするものであります。

次に、第3条の地方債であります。5ページを御覧ください。

第3表地方債で、起債の目的は消防施設整備事業費、限度額は3億2,190万円と定めております。

これは、令和6年度に更新する消防車両1台及び救急車両3台を整備する事業及び消防指令システム等の部分的機器更新に伴うものが主なものであります。

1ページに戻りまして、第4条の一時借入金であります。これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、3億2,190万円と定めております。

以上が、議案の説明となります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目の市町負担金は、前年度と比べ、2億458万6,000円増の61億9,502万5,000円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ、11ページにまいりまして、上段、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、本消防本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両や資機材等の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、5款財産収入の1項財産運用収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や共同消防基金及び個別消防基金の利子で、12ページにまいりまして、2項財産売却収入は、消防車両を更新後、廃車する車両の売却収入であります。

次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出しであります。

次に、7款繰入金は、各消防基金からの繰り入れで、12ページから15ページにかけての、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しであります。

次に、9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、下段の2項雑入は、派遣職員に係る人件費の県からの受け入れや消防大学校入校に係る静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れなどあります。



次に、16ページ、17ページにまいりまして、10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款1項1目議会費であります。

これは、組合議会の定例会及び臨時会並びに議会運営委員会の開催に係る議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの134万5,000円となっております。

次に、18ページから21ページにかけましての、2款1項1目組合管理費であります。

これは、組合管理者等の報酬や財務会計・人事給与システム及び内部情報ネットワークシステムの維持管理経費などで、計上額は前年度並みの4,077万1,000円であります。

次に22ページ、23ページにまいりまして、2款2項1目監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は、前年度並みの29万7,000円となっております。

次に、22ページから31ページにかけましての、3款1項1目職員管理費であります。

これは、職員の人件費、健康管理費、研修費、被服費などで、計上額は、1億509万円増の53億3,242万5,000円であります。

増額の主な理由は、令和5年度人事院勧告等に伴い人件費が増額したことによるものであります。

次に、30ページの下段から35ページにかけましての、3款1項2目消防運営費であります。

これは、消防本部、消防署所及び消防指令センター等を運営していくための光熱水費、消耗品費及び燃料費などの経費で、計上額は、497万4,000円増の2億1,359万6,000円であります。

増額の主な理由は、現下の不安定な世界情勢により燃料費が高騰していることによるものであります。

次に、34ページ最下段から41ページにかけましての、3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、通信指令システム等の整備や維持管理、また、車両等の更新や点検整備などの経費で、計上額は1億9,904万1,000円増

の7億6,794万9,000円であります。

増額の主な理由は、消防指令システム等の部分的機器更新に係る費用が皆増したことによるものです。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

4款公債費であります。

これは、本組合で起債した元金償還及び償還利子と旧田方地区消防組合時代に起債した元金償還及び償還利子で、計上額は1億1,252万円増の3億3,715万5,000円であります。

最後に、5款予備費であります。

予備費は、前年度と同額の500万円であります。

歳出は以上となりまして、次に、44ページをお開きください。

こちらは、繰越明許費に関する調書であります。

3款1項3目消防車両整備事業において説明欄記載のとおり、令和6年度に更新整備予定の消防ポンプ自動車について、年度内の納車が困難なことから同事業9,141万円のうち7,140万7,000円を繰越明許費として定め、経費の一部を翌年度に繰越して支出しようとするものであります。

次に、45ページを御覧ください。

こちらは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、令和6年度末の現在高見込額を表の一番右の欄に記載してございますが、本組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、20億2,414万3,000円となっております。

次に、46ページをお開きください。

こちらは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

次に、47ページから71ページまでは、各給与費明細書を付けてございます。

以上が、議第6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算についてでございます。

以上、管理者提出議案であります、認第1号から議第6号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（梶 泰久）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、認第1号、議第1号、2号、3号、4号、5号、6号、以上7件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、認第1号、議第1号、2号、3号、4号、5号、6号、以上7件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は同意されました。

次に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第 2 号 指定金融機関の指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号は可決されました。

次に、議第 3 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第 3 号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号は可決されました。

次に、議第 4 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第 4 号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第 4 号は可決されました。

次に、議第 5 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第 5 号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（梶 泰久）

次に、日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（梶 泰久）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（梶 泰久）

これをもって、令和6年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 41 分 閉会

---

○地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 2 月 7 日

議 長 梶 泰 久

議 員 田 代 稔

議 員 天 野 佐 代 里